

●香川県告示第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成30年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第3号
- 2 指 定 年 月 日 平成30年7月18日
- 3 指定道路の位置 観音寺市本大町字江藤道東976番6の一部、976番1の一部及び988番2の一部並びに字本村道東1353番1の一部、1353番2の一部及び1353番5の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル～4.80メートル
延長 130.02メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。